

第2章 初動体制

第1節 配備態勢

担当：防災部

町の地域内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

態勢 略号	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度4の地震が観測された場合 ・ 町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報 （概ね積雪1m以上） <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 ・ 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・ 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度5弱の地震が観測された場合 ・ 町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 ・ 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 ・ 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・ 記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想される場合 ・ 前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度5強の地震が観測された場合 ・ 津波注意報が発表された場合 ・ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合 ・ 町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象の特別警報が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度6弱以上の地震が観測された場合 ・ 津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・ 町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合
組織	—	—	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	担当課長	担当課長	町長	町長
態勢責任者	担当課長	担当課長	災害警戒本部長 (町長)	本部長 (町長)

第2節 野辺地町災害対策本部

担当：防災部

町の地域内に地震・津波災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

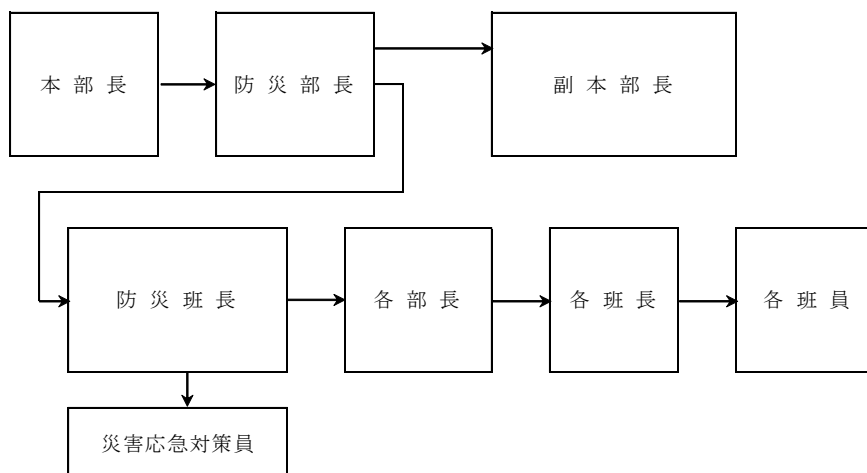
ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、災害対応初動マニュアルによる。

(1) 動員の方法

ア. 職員の動員は、次の連絡系統により行う。

なお、災害対策本部設置前においては、災害対策本部設置時に準じて行うものとする。



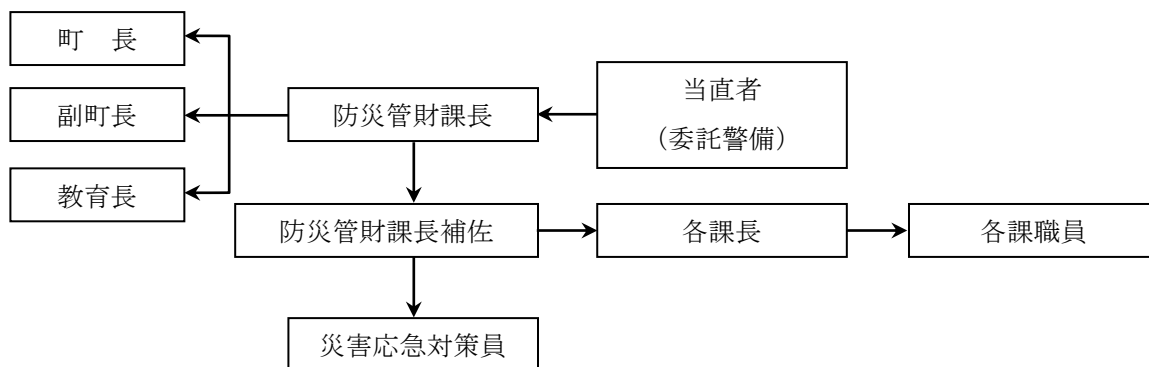
イ. 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ. 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が、部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し、活動に支障があると判断したときは、防災部長に応援職員の配置を求めることができる。

エ. 防災部長は、応急対策活動の状況に応じ、他市町村への応援を依頼するなど、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



※町長への連絡は必ず町長本人とし、町長が不在のため連絡が取れない場合は、副町長にその旨を報告する。

(3) 勤務時間外における職員の心得

- ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害対応初動マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事することに努めなければならない。
- イ. 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（部長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。